

監理技術者の専任義務の緩和について

江東区発注の工事案件において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の兼務について、以下のとおり取り扱うこととします。

1 特例監理技術者を配置する場合の要件

特例監理技術者を配置する場合、以下の要件をすべて満たすことを要します。

- (1) 予定価格2億円未満の営繕工事又は予定価格3億円未満の営繕工事以外の工事であること（江東区発注工事に限る）。

※各工事の特性を踏まえ、予定価格が上記に該当する場合であっても、特例監理技術者の配置を認めない場合がある。

- (2) 建設共同企業体で施工する工事でないこと（江東区発注工事に限る）。

- (3) 兼務する工事のいずれかが維持工事でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。

- (4) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

- (5) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (6) 特例監理技術者は工事希望申込日（指名競争入札に付す場合であって希望申込を伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書提出日）において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、受注者とそれぞれ3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (7) 同一の特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。

- (8) 特例監理技術者が兼務できる工事は、江東区発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。

- (9) 特例監理技術者が兼務できる工事は、江東区内及び隣接する区内（中央区・港区・墨田区・品川区・大田区・江戸川区）の工事とすること。

- (10) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立ち合い等の職務を適正に遂行しなければならない。

- (11) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- (12) 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること。

※ 施工体制上の留意点

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「総括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

2 提出書類

(1) 入札に参加する工事において特例監理技術者の設置を予定している場合
入札参加申請時に、別記様式1「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」を作成し、その他提出資料と合わせて提出してください。

落札決定後に、「現場代理人及び主任技術者等通知書」を工事主管課に提出してください。

(2) 現に受注している工事の監理技術者を特例監理技術者とする場合
「現場代理人及び主任技術者等通知書」を工事主管課に提出してください。

3 留意点

(1) 配置を希望する特例監理技術者が現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）においても、建設業法第26条第3項ただし書の規定を適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す配置要件に該当すること）を、入札参加者自身で必ず確認を行ってください。

(2) 開札時点において技術者の適正配置^{※1}が不可となった場合は、その者のした入札は無効とします。

(3) 契約後、技術者の適正配置^{※1}が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となると共に、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に基づき、競争入札参加禁止措置となる場合があります。

※1 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置、又は監理技術者の配置

3 適用開始日

令和4年4月1日